

3 保育所等の利用ができる方

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状態にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用することができます。なお、保護者及び申込児童が伊達市にお住まい、もしくは入園日までに転入予定の方に限ります。

事由	内容
1. 就労	会社や自宅を問わず、月 48 時間以上働いているとき
2. 妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要な時※1
3. 疾病・障がい	病気・けがや心身の障がいのため保育を必要とするとき
4. 介護・看護	病気や障害のある親族を常時介護、看護しているとき
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっているとき
6. 求職活動	求職活動をしているとき（起業準備を含む）※2
7. 就学・職業訓練	大学や職業訓練校などに月 48 時間以上通っているとき
8. 虐待・DV	虐待や DV のおそれがあるとき
9. 育児休業中の継続利用	※3
10. その他	その他、上記に類する状態として市が認めるとき

★保育所等（2号・3号認定）は、保護者が仕事等の事情でお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育する施設です。したがって「子どもの保育に手がかかる」「集団教育になれさせる」「友達がいない」等の理由だけでは、入園できません。